

基準点及び評価項目の評価基準

NO	項 目	評 価					基準点	評 価 基 準
(1) 市民の平等な利用が確保されること。								
1	施設運営に関する方針	5	4	3	2	1	3	現状と同程度の管理が見込まれる施設運営に関する方針が提案された場合→「3」 (内容の優劣で増減)
2	利用目的に沿った施設の 有効活用方策	10	8	6	4	2	6	利用目的に沿った有効活用方策が提案された場合→「6」(活用の程度で増減) 利用目的に沿った有効活用の提案がない場合→「2」
3	自主事業による施設の 有効活用方策	10	8	6	4	2	2	自主事業による施設の活用方策が提案された場合→「6」(内容の優劣で増減) 自主事業による施設の活用の提案がない場合→「2」
4	個人情報の保護対策	5	4	3	2	1	3	個人情報の保護対策がとられる場合→「3」(内容の優劣で増減) 個人情報の保護対策の提案がない場合→「1」
5	利用者への施設に関する 情報の提供	5	4	3	2	1	3	情報の提供方策がとられる場合→「3」(内容の優劣で増減) 情報の提供方策の提案がない場合→「1」
(2) 施設の管理を安定して行う能力を有しているものであること。								
6	財務の健全性	5	4	3	2	1	5	営利企業:倒産の危険がないと判断される場合→「5」(不安定な場合は減点) その他の団体:会計処理などが適正と判断される場合→「5」
7	適正な人員配置	5	4	3	2	1	3	施設を管理する人員が十分に確保されている場合→「3」 (人員増を行う場合又は人員の確保が不十分の場合などは、内容により増減)
8	人材育成及び研修の実 施	5	4	3	2	1	3	管理に必要な研修などが実施される場合→「3」(内容の優劣で増減)
9	類似施設等の管理実績 (管理実績や受託実績 が不良の場合減点)	10	8	6	4	2	2	類似する施設の指定管理者の実績がある団体→「10」 類似しない施設の指定管理者の実績がある団体→「8」 類似する施設に関する業務受託実績がある団体→「6」 類似しない施設に関する業務受託実績がある団体→「4」 指定管理者の実績がなく、業務受託実績もない団体→「2」
10	緊急時の対策	5	4	3	2	1	3	現状と同程度の緊急時の対策がとられる場合→「3」(内容の優劣で増減) 緊急時の対策の提案がない場合→「1」
11	苦情対応及びトラブルの 未然防止対策	5	4	3	2	1	3	苦情対応及びトラブルの未然防止対策がとられる場合→「3」(内容の優劣で増減) 未然防止対策の提案がない場合→「1」
12	環境配慮の推進	5	4	3	2	1	3	環境配慮の推進方策がとられる場合→「3」(内容の優劣で増減) 環境配慮の推進方策の提案がない場合→「1」
(3) 施設の適切な維持管理に係る経費の縮減が図られるものであること。								
13	提案金額	10	8	6	4	2	2	提案金額のうち管理経費が、市で示した経費見込額と同程度→「2」 (削減率:2%未満「2」、2%以上4%未満「4」、4%以上6%未満「6」、6%以上8%未満 「8」、8%以上「10」)
14	提案金額の実効性	10	8	6	4	2	10	提案金額で施設の管理運営が支障なく行われると判断される場合→「10」 提案金額から見て、業務計画に無理があると判断される場合は減点
15	歳入確保の方策	5	4	3	2	1	1	独自の歳入確保方策が提案された場合→「3」(内容の優劣で増減) 歳入確保対策の提案がない場合→「1」
		合 計					52	※基準点は、新しい団体が現状と同程度の管理を行った場合の点数であり、この点数を 下回った場合には、指定管理者候補として選定しません。